



保医第 37号
令和6年4月15日

沖縄県医師会
会長 安里 哲好 殿

沖縄県保健医療介護部
医療政策課長 古堅 宗一郎



医療情報ネット(ナビイ)への医療機能報告に係る周知について

平素から沖縄県の医療行政にご協力を頂き、感謝申し上げます。

さて、厚生労働省が構築した全国統一の医療機関検索システム「医療情報ネット(ナビイ)」において、全国の医療機関の医療機能情報が令和6年4月から公開されております。

医療法第6条の3に基づく医療機能情報提供制度では、住民・患者の皆様が医療機関の機能について十分な理解の下、適切に医療機関の選択を行うため、医療情報ネットへの必要な医療機能情報の報告が医療機関に義務付けられておりますが、4月1日時点の沖縄県の医療機関の報告状況は305件と極めて少ない状況にあり、未報告の医療機関については早期に医療機能情報を報告していただく必要があります。

つきましては、貴会におかれましても医療情報ネットへの医療機能の報告について、会員の皆様に対し、周知頂きますようお願い致します。

<医療機能の報告から公開までの流れ>

1. G-MIS 新規ユーザー登録申請を行い、G-MIS アカウント ID を取得する。
※既にアカウントを取得済の機関の場合は、新規ユーザー登録申請により医療機能の報告機能が追加される。
2. G-MIS にログインして医療機能を報告する。
3. 県及び国の G-MIS 事務局で内容確認後に医療情報ネットで公開される。



沖縄県医療政策課 HP
G-MIS 新規ユーザー登録及び医療情報ネットへの報告案内を掲載しています。
<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/iryoseisaku/uchinairyonet.html>



医療情報ネット(ナビイ)
<https://www.iryoku.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

【担当】沖縄県保健医療介護部医療政策課 担当:前川
TEL:098-866-2111
e-メール: maekawmr@pref.okinawa.jp

病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局

管理者の皆さまへ

～医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度についてのお知らせ～

医療機能情報・薬局機能情報に関する都道府県知事への報告はG-MISから行うため、G-MISの新規ユーザー登録申請を行う必要があります。
※既にG-MISのアカウントをお持ちの機関も全て登録申請を行う必要があります（既存のアカウントに利用機能を紐付けするため）。

- G-MISで報告された医療機能情報・薬局機能情報は、国が運営する医療機関・薬局検索サイト「医療情報ネット（ナビイ）」により公開されます。

- 全ての病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局が対象ですか？

全ての病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局が医療法第6条の3及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2の規定に基づき、都道府県知事へ報告を行う必要があります。

- G-MISへのログインに必要なID等はどうやって取得するのですか？

以下に記載しているURL又はQRコードからG-MIS新規ユーザー登録申請を行うことができます。

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

※沖縄県医療政策課のHPにG-MIS操作マニュアル、G-MISログイン画面へのリンクを掲載しています。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/iryoseisaku/uchinairyonet.html>

- G-MISのID等はいつごろ発行されますか？

G-MIS新規ユーザー登録申請を行い、県が承認をしてから通常2週間程度かかりますが、申請が集中した場合は発行までに時間がかかる可能性があります。

- ◆ G-MIS新規ユーザー登録申請 ◆ 医療情報ネット ◆ 沖縄県医療政策課HP



【お問合せ先】

医療機能情報提供制度：沖縄県保健医療介護部医療政策課 TEL：098-866-2111

薬局機能情報提供制度：沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課 TEL：098-866-2055